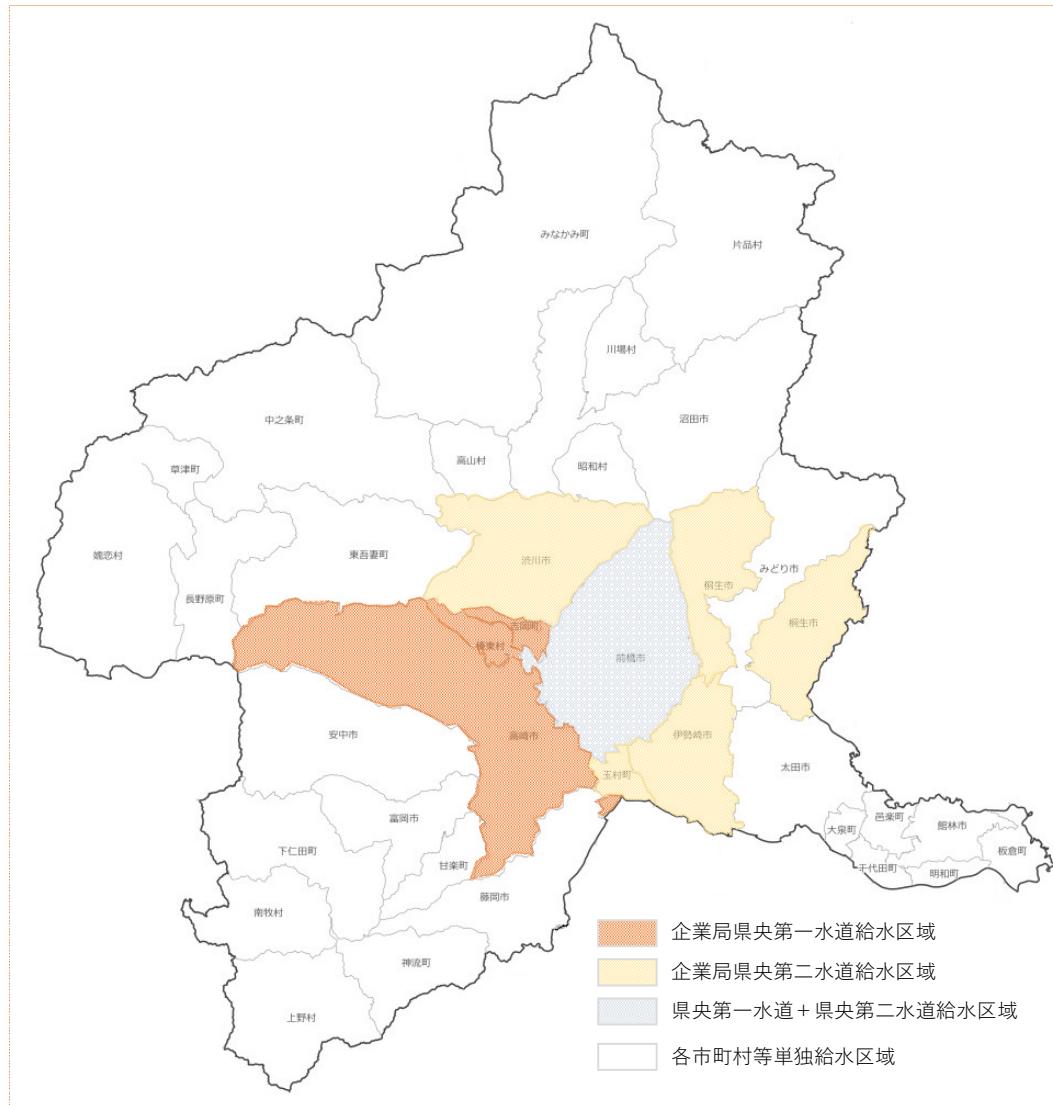


### (3) 各市町村による水道水放射性物質モニタリング

県内各市町村では、厚生労働省の示したモニタリング方針に基づいて、適切な頻度を設定して水道水の放射性物質検査を実施しています。

これまでの検査の結果、水道水からは、放射性物質は検出されていません。

平成23年度は、全市町村で放射性物質検査を実施しており、平成24年度以降からは市町村ごとにモニタリング結果等から検査計画の検討を行い水道水の管理を行っています。



#### ※群馬県内の水道水の供給状況について

- ・県内の水道水は、市町村等の水道事業者が供給しています。
- ・図で色分けされた市町村には、県企業局の浄水場で処理した水道水が一部供給されています。  
(市町村は、独自の水源による水道水と併用しています。)

#### ※浄水処理工程における放射性セシウムの挙動

水道水中の放射性セシウムについては、セシウムの化学的性質により、主に濁質成分（原水（河川水や井戸水等）に含まれる土や砂など）に付着して水中に存在していることから、水道水の浄水処理工程において、濁質成分として除去することが可能であるため、水道水中に残ることはほとんどないと考えられます。

### 3 農林水産物

原発事故直後、県内で生産された露地栽培のホウレンソウ、カキナから一時的に基準値を超える放射性物質が検出され出荷制限措置がとられましたが、まもなく安全性が確認され解除になっています。農林水産物については、生産物の放射性物質検査のほか、農地土壤のモニタリング調査、きのこ類のほど木については生産ロットごとの検査等により、安全性を確認しています。

#### (1) 農産物

県内で生産されている農産物は、定期的に放射性物質検査を行い、安全性を確認しています。

県内では、平成23年3月にホウレンソウ及びカキナが暫定規制値を超えたため、出荷制限の対象となりましたが、その後の検査によって安全性が確認され、平成23年4月に出荷制限が解除されました。

また、平成23年6月の検査で暫定規制値を超えたため、出荷制限の対象となった茶は、平成

24年5月に一部の地域、平成25年6月全ての地域で出荷制限が解除されました。(注9)

令和2年度は、34品目75検体に対して検査を行いました。

(注9)

出荷制限(指示)と出荷自粛(要請)=出荷制限(指示)は、基準値を超えた食品について、生産地域の広がりがあると考えられる場合に当該地域・品目を対象に出荷しないよう原子力災害対策特別措置法に基づき国が指示するものです。一方、出荷自粛(要請)は、基準値を超えた食品について、地域的な広がりがない場合に出荷しないよう県が要請するものです。

〈農産物の検査結果概要〉

年度	区分	検体数	基準超過数	超過品目
令和2年度	穀類	23	0	-
	野菜	35	0	-
	果実	14	0	-
	工芸作物	3	0	-
	加工品	0	-	-

※野菜には、栽培されているフキノトウ、タラノメ、ワラビ等の山菜類も含みます。

#### (2) 畜産物

##### ア 生乳 (注10)

県では農場から出荷された生乳について、平成23年3月22日から月ごとに県内全域が対象となるよう、県内6か所のクーラーステーション及び直接搬入される4か所の乳業工場で毎週2~3検体ずつ採取し、平成28年度末まで検査を行ってきましたが、全ての検体で基準値(50ベクレル毎キログラム)を大きく下回っていました。

また、平成29年3月24日付けで「検査計画、

出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、生乳においては、①適切な飼養管理が行われていること。②出荷制限区域がないこと。③直近3年間の検査が全て基準値の1/2以下であること。の3要件を満たす場合は検査が不要となりました。これを受け全要件を満たす本県では、平成28年度末で検査を終了しました。

(注10)

生乳=牛から搾ったまま何も手を加えていない状態の乳のことをいいます。

## イ 牛肉

平成23年7月31日から県内の食肉処理場に出荷される肉牛の全頭検査を実施しました。平成24年10月に基準値(100ベクレル毎キログラム)を超過した牛が1頭確認されましたが、市場へ流通はしておらず、それ以外は全て基準値を下回っていました。よって、安全性に問題がないことや、検査を終了しても流通上の混乱を招かないと判断し、令和元年度末をもって検査を終了しました。



放射性物質検査

〈牛肉（県内産）の検査結果〉

年度	検体数	基準超過数
令和元年度	12,430	0

## ウ 豚肉・鶏肉

豚肉と鶏肉は平成23年4月11日に検査を実施し、平成23年10月28日からは四半期ごとに検査しました。その後、平成24年度から平成28年度まで、豚肉は毎月1回2検体、鶏肉は四半期に1回2検体ずつ検査を実施しました。平成29年度は豚肉について、四半期に1回3検体ずつ検査を実施しました。

これまでの検査では、豚肉、鶏肉とも全て基準値を下回っており、放射性物質が検出された事例もありません。よって、放射性物質による影響はほぼないと判断できるため、鶏肉については平成28年度末、豚肉については平成29年度末をもって検査を終了しました。

〈豚肉の検査結果〉

年度	区分	検体数	基準超過数
平成29年度	豚肉	12	0

## (3) 水産物（養殖魚）

県内の養殖場で生産されたイワナ・ヤマメ・ニジマス・ギンヒカリ・アユ・コイについて、令和3年3月までに、651検体の検査を実施し

ました。

検査結果は、不検出又は基準値未満でした。

〈養殖魚の検査数〉

年度	イワナ	ヤマメ	ニジマス	ギンヒカリ	ハコスチ	アユ	コイ	計
令和2年	9	8	18	16	9	3	0	63
検査結果	不検出又は基準値未満（基準値：100Bq/kg）							

## (4) 栽培きのこ

### ア 栽培きのこ類のモニタリング検査

栽培きのこの食品モニタリング検査については、令和3年3月末までに2,219件について実施しました。原木栽培（注11）の生しいたけ及び菌床栽培（注12）のきのこ類では、これまで食品の基準値を超えたものはなく、

安全が確認されています。

(注11) 原木栽培=きのこ栽培用に切り出した木材(原木)にきのこの菌を植え付けて栽培する方法をいいます。

(注12) 菌床栽培=おが粉等にきのこの種菌を植え付けて栽培する方法をいいます。

### イ 出荷自粛

原木栽培の乾しいたけについては、平成23年度の検査で高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、中之条町、高山村、東吾妻町、みなかみ町の8市町村において、乾燥状態での計測で暫定規制値500ベクレル毎キログラムを超過したことが確認され、出荷自粛を要請しています。こうした中、平成30年3月に渋川市で

1名、8月に沼田市で1名、令和2年2月に富岡市で1名の生産する乾しいたけ(原木栽培)について、安全が確認されたことから、出荷自粛要請を一部解除しました。

また、原木栽培のなめこについては、平成24年度の検査で藤岡市において、基準値超過が確認され、出荷自粛を要請しています。

〈栽培きのこの食品モニタリング検査件数〉

年度	区分	検体数	基準超過数
令和2年度	原木生しいたけ	216	0
	原木乾しいたけ	11	0
	菌床生しいたけ	19	0
	菌床乾しいたけ	3	0
	その他	16	0

### ウ きのこ原木等の指標値検査

栽培きのこについては、食品としてのきのこを安全に栽培するために、きのこ原木（注13）及び菌床用培地の安全基準として当面の指標値（注14）が定められています。

群馬県では、原木、菌床、おが粉等の資材の段階で検査を行い、指標値以下の資材のみを使用することにより、安全なきのこの生産に努めています。特に原木栽培きのこについては、ほだ木（注13）の全ロット検査を実施し、安全が確認されたほだ木のみを使用しています。

令和3年3月末までに、ほだ木は4,965件の検査を行いました。このうち令和2年度では287件検査を行い、指標値である50ベクレル毎キログラム以下となったのは97%の278件で、50ベクレル毎キログラムを超過していたほだ木は3%の9件でした。

指標値を超過したほだ木は廃棄し、安全なほだ木への入替えを行っています。

(注13) きのこ原木とほだ木=きのこ用に切り出した木材を「きのこ原木」といい、それにきのこ菌を植えたものを「ほだ木」といいます。

(注14) きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値=きのこ原木・ほだ木: 50Bq/kg (乾重量)  
菌床用培地・菌床: 200Bq/kg (乾重量)



安全な原木、ほだ木の確保

## 4 野生の山菜・きのこなど

流通・販売を目的として採取された野生の山菜、きのこ類については、安全確認のための食品モニタリング検査が実施されています。

シカ、イノシシ、クマなどは、狩猟や有害鳥獣駆除を目的に捕獲されており、獣肉が流通することは基本的にはありませんが、出荷制限の対象となっていることから、検査を継続的に行ってています。

### (1) 野生の山菜・きのこ

流通、販売を目的として採取された、野生の山菜類及びきのこ類について食品モニタリング検査を実施し、安全を確認しています。

万が一、基準を超える放射性物質が検出された場合は、出荷制限等の措置を講じ、流通しないようにしています。

#### ア 食品モニタリング検査

令和3年3月末までに、野生の山菜類428件、野生のきのこ類43件、合計471件の検査

を行いました。

〈野生の山菜類・きのこ類のモニタリング検査件数〉

年度	区分	検体数	基準超過数
令和2年度	野生の山菜	71	0
	野生のきのこ	0	0

#### イ 出荷制限等

野生の山菜類について

##### ○タケノコ(マダケ)

平成24年度の検査で渋川市産の野生タケノコ(マダケ)が基準値を超過したため、出荷自粛を要請していましたが、平成25年度の検査で渋川市のうち旧伊香保町、旧北橘村、旧赤城村、旧子持村で採取されたものについて安全が確認されたため、同区域については出荷自粛要請を解除しました。(旧渋川市及び旧小野上村区域では、出荷自粛要請を継続)。

また、平成26年度の検査でみなかみ町の野生タケノコ(マダケ)で基準値超過が確認され、出荷自粛を要請しています。

##### ○タラノメ、コシアブラ(野生に限る)

平成25年度～令和元年度の検査で以下の区域の野生コシアブラと野生タラノメで基準値超過が確認され、出荷自粛を要請するとともに、同区域については平成30年度、令和元年度に国から出荷制限が指示されています。

##### ・野生タラノメ

前橋市(旧富士見村に限る)、高崎市(旧倉

渕村に限る)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る)、渋川市(旧渋川市に限る)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る)、川場村

##### ・野生コシアブラ

前橋市(旧富士見村に限る)沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る)、藤岡市(旧藤岡市に限る)、みどり市(旧(勢)東村に限る)、下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、片品村、川場村、みなかみ町

##### ○ワラビ(野生に限る)

令和3年度の検査で沼田市産(旧沼田市に限る)の野生ワラビが基準値を超過したため、出荷自粛を要請しました。

野生のきのこ類について

平成24年度の検査で沼田市、安中市、長野原町、嬬恋村、高山村、東吾妻町、みなかみ町で基準値超過が確認され、出荷自粛を要請するとともに、同市町村については国から出荷制限が指示されています。

## (2) 水産物（河川・湖沼）

イワナ・ワカサギなど、県内の河川湖沼で採捕される魚類の放射性物質は、事故当時と比べると減少し、近年では出荷制限水域で基準値を超える放射性物質がごくまれに検出されるのみとなりました。

県内の河川湖沼を対象に、7魚種（アユ・イワナ・ウグイ・コイ・ヤマメ・ワカサギ・ナマズ）を採捕し、平成23年度に108検体、平成24年度に197検体、平成25年度に329検体、平成26年度に263検体、平成27年度に213検体、平成28年度に196検体、平成29年度に189検体、平成30

年度に174検体、令和元年度に153検体、令和2年度に159検体で合計1,981検体の検査を実施しました。

令和2年度の検査結果は、出荷制限水域で採捕されたイワナ1検体のみ基準値超過が確認されました。

県内では、吾妻川（支流を含む。ただし、岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間に限る。）のイワナ・ヤマメに出荷制限、赤城大沼のイワナ・ヤマメ・ウグイ・コイに出荷自粛を要請しています。

〈河川・湖沼における水産物の検査数〉

年度	イワナ	ヤマメ	アユ	ワカサギ	ウグイ	コイ	ナマズ	計
令和2年度	52	86	8	13	0	0	0	159
検査結果	イワナ1検体にて基準値超過(100Bq/kg以上)							

## (3) 野生鳥獣

県では、平成23年度から、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及び鳥類（キジ、ヤマドリ、カモ類等）を対象に放射性物質検査を行っています。放射性物質検査を踏まえ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びヤマドリについては、

県内全域で出荷制限が行われており、これらの野生鳥獣肉の流通は基本的にありません。

なお、放射性物質の濃度は、個体ごとにバラツキもありますが、継続して検査を実施しています。

〈野生鳥獣検査結果〉

年度	区分	検体数	基準超過数
令和2年度	ツキノワグマ	9	4
	イノシシ	24	2
	ニホンジカ	25	0
	ヤマドリ	0	0

## 食品等出荷制限・自粛の状況 一覧表

令和3年5月21日現在

### 1. 農林水産物

品名	出荷制限 出荷自粛	対象地域	指示・要請 年月日	解除年月日	解除の 種類
乾しいたけ (原木栽培)	出荷自粛	高崎市	H23.12.5		
		沼田市		H30.8.3	一部解除: 1件
		渋川市		H30.3.27	一部解除: 1件
		富岡市		R2.2.12	一部解除: 1件
		中之条町			
		高山村			
		東吾妻町			
		みなかみ町			
原木なめこ (原木栽培)	出荷自粛	藤岡市	H24.12.13		

### 2. 野生の山菜・きのこ、水産物、野生鳥獣

品名	出荷制限 出荷自粛	対象地域	指示・要請 年月日	解除年月日	解除の 種類
野生タケノコ (マダケ)	出荷自粛	渋川市	（旧伊香保町、旧北橘村、 旧赤城村及び旧子持村）  （旧渋川市及び旧小野上村 に限る）	H24.6.25	H25.7.22
					一部解除
		みなかみ町		H26.7.9	
野生タラノメ	出荷制限	高崎市(旧倉渕村に限る)	(自粛H25.4.25) 制限H30.6.7  (自粛H30.4.20) 制限H30.6.7  H30.6.7 H30.6.7 (旧沼田市はR1.6.17)  H30.6.7		
		吉岡町			
		前橋市(旧富士見村に限る)			
		沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る)			
		渋川市(旧渋川市に限る)			
		中之条町(旧中之条町に限る)			
		川場村			
野生コシアブラ	出荷制限	みなかみ町	(自粛H26.5.28) 制限H30.6.7		
		前橋市(旧富士見村に限る)			
		沼田市			
		渋川市(旧伊香保町に限る)			
		藤岡市(旧藤岡市に限る)			
		みどり市(旧(勢)東村に限る)			
		下仁田町			
		中之条町			
		長野原町			
		嬬恋村			
野生ワラビ	出荷自粛	草津町	H30.6.7		
		片品村			
野生きのこ	出荷制限	川場村	R3.5.21		
		沼田市(旧沼田市に限る)			
		沼田市			
		嬬恋村			
		東吾妻町			
		高山村			
		安中市			
		長野原町			
		みなかみ町			
ヤマメ (養殖を除く)	出荷制限	吾妻川 (支流を含む。ただし、岩島橋から東電佐久 発電所取水施設までの区間に限る。)	H24.4.27		

(次ページへ)

イワナ (養殖を除く)	出荷制限	吾妻川 (支流を含む。ただし、岩島橋から東電佐久 発電所取水施設までの区間に限る。)	H24.6.8	H24.11.9	一部解除
		烏川 (支流を含む。 ただし、川田橋より上流に限る。)			
		薄根川(支流を含む。)		H25.6.28	
		薄根川(支流を含む。)	H26.3.12	H30.1.29	
イワナ ヤマメ	出荷自粛	赤城大沼	H24.9.1		
ウグイ	出荷自粛	赤城大沼 名久田川 (吾妻川から上流の本支流)	H24.9.1	H25.11.12	一部解除
コイ	出荷自粛	赤城大沼	H24.9.1		
イノシシ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H24.10.10		
クマ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H24.9.10		
シカ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H24.11.14		
ヤマドリ (野生)	出荷制限	群馬県全域	H25.1.23		

※出荷制限指示又は出荷自粛要請が継続中である品目のみを抜粋して掲載しています。

※乾しいたけ(原木栽培)の一部解除とは、県が提示する条件を満たし、安全が確認された生産者(生  
産物)のみの出荷自粛解除をいいます。なお、出荷自粛解除生産者情報は、県のH Pで公表して  
います。

#### ○出荷制限と出荷自粛の違い

出荷制限：原子力災害特別措置法（第20条）に基づく国による出荷制限指示。

出荷自粛：県による出荷自粛要請。

## 5 流通食品

県内に流通する食品の安全性を確認するため、県、前橋市及び高崎市が連携して県内の食品製造所又は販売店で採取した食品について、食品安全検査センターにて放射性物質の検査を実施しています。

流通食品の放射性物質検査は平成23年12月から実施しています。

### (1) 実施結果

収去品（注15）868検体、試買品（注16）84検体、計952検体実施し、結果は全て暫定規制値若しくは基準値以下でした。

（注15） 収去品＝食品衛生法に基づき食品の安全性確保の一環として、食品衛生監視員が食品製造施設や販売施設から食品等を検査するために無償で採取したものといいます。

（注16） 試買品＝流通・販売されている食品を検査するために消費者の視点から買い上げたものをいいます。



ゲルマニウム半導体検出器  
(食品等の放射性物質濃度を測定します)

〈流通食品検査結果〉

年度	乳・乳製品	小麦粉製品	大豆製品	生鮮野菜等	清涼飲料水	農産物加工品	生鮮魚介類	酒類	鶏卵	乳児用食品	弁当・そろざい	食肉製品	その他	合計	基準値超過数※
平成23年度	20	10	2	11	2	14	5	-	-	-	-	2	-	66	0
平成24～令和2年度	116	111	69	30	105	206	33	4	19	16	49	44	84	886	0

※食品の基準値の設定について

放射性セシウム暫定規制値  
(平成23年度適用)

食品群	規制値(Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	500
肉・卵・魚・その他	500

食品衛生法の放射性セシウム規格基準値  
(平成24年4月1日から適用)

食品区分	基準値(Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

#### ◆食品中の放射性物質検査の手順



## 6 学校給食

県教育委員会では学校給食検査設備整備事業（学校給食用食材の事前検査）及び学校給食安心対策事業（提供後の学校給食の検査）によって、平成24年度から学校給食の放射性物質検査を実施しています。

これまでの検査の中で、食品中の放射性物質検査基準値を超えた学校給食用食材及び学校給食は確認されていません。

### (1) 学校給食検査設備整備事業

西部教育事務所(県内1か所)に設置した放射性物質検査機器により、検査を希望する給食調

理施設が給食用食材の検査を実施しています。検査結果は、全て、基準値以下でした。

〈給食用食材検査結果〉

年度	検体数	検査結果			延べ実施団体数
		検出	検出下限値未満	50Bq/kg以上	
令和2年度	29	0	0	29	22



### (2) 学校給食安心対策事業（旧学校給食モニタリング事業）

調理済みの学校給食を、毎日1食分を1週間分まとめて、放射性物質検査を実施したところ、

検査結果は、全て、検出下限値未満でした。  
なお、平成28年度に事業を廃止しました。

〈提供給食の検査結果〉

年度	区分	市町村	検査結果
平成24年度	5月28日～9月14日（計9週間分）	川場村・館林市	全て検出下限値未満
	9月18日～11月16日（計9週間分）	草津町・桐生市	全て検出下限値未満
	11月19日～2月15日（計9週間分）	渋川市・甘楽町	全て検出下限値未満
平成25年度	9月30日～10月25日（計4週間分）	渋川市・安中市	全て検出下限値未満
	10月29日～11月22日（計4週間分）	沼田市・上野村	全て検出下限値未満
	11月25日～12月20日（計4週間分）	神流町・高山村	全て検出下限値未満
	1月14日～2月7日（計4週間分）	東吾妻町	全て検出下限値未満
	1月14日～1月24日（計4週間分）	館林市	全て検出下限値未満
	2月10日～2月21日（計4週間分）	邑楽町	全て検出下限値未満
	5月12日～7月18日（計10週間分）	沼田市・安中市	全て検出下限値未満
平成26年度	9月1日～11月7日（計10週間分）	館林市・渋川市	全て検出下限値未満
	11月10日～2月6日（計10週間分）	高山村・邑楽町	全て検出下限値未満
	9月14日～11月13日（計8週間分）	沼田市・高山村・邑楽町	全て検出下限値未満
平成27年度	11月16日～1月29日（計8週間分）	渋川市・安中市	全て検出下限値未満

## 7 廃棄物

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」)に基づく、特定一般廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場)から排出される排ガス及び排出水の放射能濃度(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値)の測定結果では、基準を超えた施設はありません。

県内の指定廃棄物は、発生した公的施設等で安全に保管されています。保管場所の空間放射線量率も定期的に測定されており、測定値は周辺の空間放射線量率と同等となっています。

なお、宮城、茨城、栃木、千葉、群馬の5県については、国が長期管理施設(最終処分場)を確保し処理することとされていますが、群馬県については、平成28年12月の第3回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定されました。

### (1) 一般廃棄物処理施設における放射能濃度

市町村等は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、特定一般廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場)に係る放射能濃度の測定を実施しています。また、県でも市町村等の施設の維持管理状況の監視として、市町村等に測定結果の報告を求め、立入検査を実施しています。市町村等の測定結果は、県のHPで公表しています。

測定結果の概要は次のとおりです。

- ・焼却施設の排ガスの放射能濃度は、いずれも基準値以下でした。

- ・焼却施設の焼却灰の放射能濃度が、指定廃棄物の指定を受ける1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるものはありませんでした。なお、放射能濃度は、原子力発電所の事故後、年々減少しています。
- ・最終処分場の排出水の放射能濃度は、いずれも基準値以下でした。
- ・最終処分場の周辺地下水の放射性セシウムは、いずれも検出下限値以下で、水質への影響は認められませんでした。

### (2) 指定廃棄物の処理

指定廃棄物とは、放射性物質汚染対処特措法において、事故由来放射性物質の放射能濃度(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値)が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物であって環境大臣が指定したものと

定められています。

群馬県で発生した指定廃棄物は、環境省が策定したガイドラインによる保管基準に従って、安全かつ適切に保管されています。

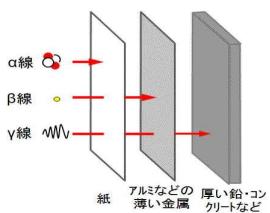
指定廃棄物の数量(令和3年6月30日時点)

都道府県	焼却灰		浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 (焼却灰を含む)		農林業系副産物 (稻わらなど)		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
群馬県	0	0	6	545.8	1	127.0	5	513.9	0	0	1	0.3	13	1,187.0

### ○放射線の性質（透過性）

放射線には、ものを突き抜ける性質(透過性)があり、3種類ある放射線の透過性は異なります。

#### ■透過性



アルファー線：紙でも透過しません。

ベータ線：紙は透過しますが、アルミなどの薄い金属は透過しません。

ガンマ線：紙やアルミなどの薄い金属は透過しますが、厚い鉛やコンクリートは透過しません。

### III 県内の放射線対策の状況

福島第一原子力発電所事故による放射能汚染を受け、県内では各分野で放射線量の監視や放射性物質の除去等の対策が順次進められています。その状況は次のとおりです。

#### 1 監視・測定

一般環境、水道水、下水汚泥、農林水産物、野生の山菜・きのこ、流通食品、学校給食、山菜などについて、放射線量の測定、監視を行っています。

分野	対策項目	対策状況																						
一般環境	航空機による空間放射線量率の測定	<p>国（原子力規制委員会、平成24年3月までは文部科学省）は、航空機に高感度の大型の放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を広範囲に測定し、県全域の放射線量の経年変化を定期的に監視しています。</p> <p>〈航空機モニタリングの実施仕様〉 飛行高度150～300メートルから概ね2倍の直径（300～600メートル）の範囲に蓄積した放射性物質から放出されるガンマ線を測定し、地上における空間放射線量率の測定結果をもとに、専用のソフトウェアを使用し、各地点での地上1メートルでの空間放射線量率を算出しています。</p> <p>〈県内調査実施期間〉</p> <table><tbody><tr><td>第1回</td><td>H23. 8. 23～H23. 9. 8</td></tr><tr><td>第2回</td><td>H24. 4. 2～H24. 5. 7</td></tr><tr><td>第3回</td><td>H24. 10. 31～H24. 12. 28</td></tr><tr><td>第4回</td><td>H25. 9. 3～H25. 11. 19</td></tr><tr><td>第5回</td><td>H26. 9. 1～H26. 11. 7</td></tr><tr><td>第6回</td><td>H27. 9. 12～H27. 11. 4</td></tr><tr><td>第7回</td><td>H28. 9. 14～H28. 11. 18</td></tr><tr><td>第8回</td><td>H29. 9. 9～H29. 11. 16</td></tr><tr><td>第9回</td><td>H30. 9. 6～H30. 11. 15</td></tr><tr><td>第10回</td><td>R元. 8. 29～R元. 11. 2</td></tr><tr><td>第11回</td><td>R2. 8. 25～R2. 10. 30</td></tr></tbody></table> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 <a href="https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/362/list-1.html">https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/362/list-1.html</a></p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p> 	第1回	H23. 8. 23～H23. 9. 8	第2回	H24. 4. 2～H24. 5. 7	第3回	H24. 10. 31～H24. 12. 28	第4回	H25. 9. 3～H25. 11. 19	第5回	H26. 9. 1～H26. 11. 7	第6回	H27. 9. 12～H27. 11. 4	第7回	H28. 9. 14～H28. 11. 18	第8回	H29. 9. 9～H29. 11. 16	第9回	H30. 9. 6～H30. 11. 15	第10回	R元. 8. 29～R元. 11. 2	第11回	R2. 8. 25～R2. 10. 30
第1回	H23. 8. 23～H23. 9. 8																							
第2回	H24. 4. 2～H24. 5. 7																							
第3回	H24. 10. 31～H24. 12. 28																							
第4回	H25. 9. 3～H25. 11. 19																							
第5回	H26. 9. 1～H26. 11. 7																							
第6回	H27. 9. 12～H27. 11. 4																							
第7回	H28. 9. 14～H28. 11. 18																							
第8回	H29. 9. 9～H29. 11. 16																							
第9回	H30. 9. 6～H30. 11. 15																							
第10回	R元. 8. 29～R元. 11. 2																							
第11回	R2. 8. 25～R2. 10. 30																							
	モニタリングポストによる常時監視	<p>国及び県は、県内25か所にモニタリングポストを整備して、HPによりリアルタイムの空間放射線量率を公表しています。</p> <p>〈県内モニタリングポスト設置場所〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・前橋市（県衛生環境研究所内）（地上21.8メートル及び地上1メートルの2か所）</li><li>・太田市（ぐんまこどもの国）</li><li>・富岡市（富岡市生涯学習センター）</li><li>・草津町（草津町総合保健福祉センター）</li><li>・川場村（川場村武道館）</li><li>・高崎市（みねはら公園）</li><li>・桐生市（桐生市市民文化会館）</li><li>・伊勢崎市（市役所）</li><li>・沼田市（旧南郷小学校）</li><li>・館林市（市役所）</li></ul>																						

(次ページへ)

分野	対策項目	対策状況																								
一般環境	(前ページから) モニタリングポストによる常時監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>渋川市（こもちふれあい公園）</li> <li>藤岡市（鬼石多目的ホール）</li> <li>安中市（松井田支所）</li> <li>みどり市（東支所）</li> <li>上野村（役場）</li> <li>下仁田町（役場）</li> <li>中之条町（沢田公民館）</li> <li>長野原町（長野原町総合運動公園）</li> <li>嬬恋村（役場）</li> <li>高山村（役場）</li> <li>東吾妻町（旧古谷配水池）</li> <li>片品村（戸倉サブセンター）</li> <li>みなかみ町（水上支所職員駐車場）</li> <li>前橋市（群馬県立赤城公園大洞駐車場）</li> </ul> <p>詳細な内容は、次のHPを御覧ください。  <a href="https://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/">https://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/</a></p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p>																								
	サーベイメータによる広域調査	<p>県・市町村等の職員が携行型放射線測定器（サーベイメータ）を使用して、空間放射線量率の定点監視を定期的に実施しています。</p> <p>○群馬県放射線マップの作成      生活圏を中心に、地上1メートルの空間放射線量率を調査しています。各測定地点での測定日時のずれについては、放射能の減衰を考慮した計算により補正し、全県同一日の空間放射線量率として公表しています。      なお、群馬県放射線マップの更新は平成26年度で終了しました。</p> <p>（実施時期と測定地点数）</p> <table> <tbody> <tr> <td>第1回 H23.9.30時点</td> <td>679地点</td> </tr> <tr> <td>第2回 H24.9.30時点</td> <td>1,115地点</td> </tr> <tr> <td>第3回 H25.5.31時点</td> <td>1,124地点</td> </tr> <tr> <td>第4回 H25.11.30時点</td> <td>1,124地点</td> </tr> <tr> <td>第5回 H26.5.31時点</td> <td>1,124地点</td> </tr> <tr> <td>第6回 H26.11.30時点</td> <td>1,124地点</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳細な内容は、「群馬県放射線マップ」として県のHPで公表しています。  <a href="https://www.pref.gunma.jp/05/e0900088.html">https://www.pref.gunma.jp/05/e0900088.html</a></p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p> <p>○県及び市町村による全県的な監視      平成27年から測定地点数を整理し、新たな監視体制に移行して、原則地上1mの空間放射線量率の測定を継続しています。</p> <p>（実施時期と測定地点数）</p> <table> <tbody> <tr> <td>H27.5 443地点</td> <td>H30.5 443地点</td> </tr> <tr> <td>H27.11 443地点</td> <td>H30.11 443地点</td> </tr> <tr> <td>H28.5 443地点</td> <td>R元.5 443地点</td> </tr> <tr> <td>H28.11 443地点</td> <td>R元.11 441地点</td> </tr> <tr> <td>H29.5 443地点</td> <td>R2.5 442地点</td> </tr> <tr> <td>H29.11 443地点</td> <td>R2.11 443地点</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"> サーベイメータによる 空間放射線量率の測定</p> <p>また、一部市町村では、管内の空間放射線量率を更に詳細に測定して、HP等で公表しています。      詳細な内容は、次のHPを参照してください。  <a href="https://www.pref.gunma.jp/05/e0900147.html">https://www.pref.gunma.jp/05/e0900147.html</a></p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p>	第1回 H23.9.30時点	679地点	第2回 H24.9.30時点	1,115地点	第3回 H25.5.31時点	1,124地点	第4回 H25.11.30時点	1,124地点	第5回 H26.5.31時点	1,124地点	第6回 H26.11.30時点	1,124地点	H27.5 443地点	H30.5 443地点	H27.11 443地点	H30.11 443地点	H28.5 443地点	R元.5 443地点	H28.11 443地点	R元.11 441地点	H29.5 443地点	R2.5 442地点	H29.11 443地点	R2.11 443地点
第1回 H23.9.30時点	679地点																									
第2回 H24.9.30時点	1,115地点																									
第3回 H25.5.31時点	1,124地点																									
第4回 H25.11.30時点	1,124地点																									
第5回 H26.5.31時点	1,124地点																									
第6回 H26.11.30時点	1,124地点																									
H27.5 443地点	H30.5 443地点																									
H27.11 443地点	H30.11 443地点																									
H28.5 443地点	R元.5 443地点																									
H28.11 443地点	R元.11 441地点																									
H29.5 443地点	R2.5 442地点																									
H29.11 443地点	R2.11 443地点																									

分野	対策項目	対策状況				
一般環境	空間放射線量測定器貸出し事業	市町村では、住民への空間放射線量測定器の貸出しを実施しています。				
		〈空間放射線量測定器貸出し事業実施市町村の連絡先〉				
		令和3年4月1日現在				
		市町村	担当課・係名	電話番号		
		前橋市	生活課 地域振興係	027-898-6236		
		高崎市	一般廃棄物対策課 管理担当	027-321-1253		
		沼田市	環境課 環境係	0278-23-2111 (内線3071)		
		館林市	地球環境課 環境保全係	0276-47-5125		
		渋川市	環境政策課 環境保全係	0279-22-2114		
		富岡市	環境課 環境係	0274-62-1511 (内線3532)		
		安中市	環境政策課 環境推進係 総務管理課 管理係	027-382-1111 (内線1882) 〃 (内線2114)		
		みどり市	生活環境課 衛生管理係	0277-76-0985		
		下仁田町	保健課 環境係	0274-82-5490		
		南牧村	総務課 総務係	0274-87-2011		
		中之条町	保健環境課 環境衛生係	0279-75-8834		
		長野原町	町民生活課 衛生係	0279-82-2246		
		嬬恋村	総務課	0279-96-0511		
		東吾妻町	町民課 環境対策係	0279-68-2111		
		片品村	農林建設課 環境衛生係	0278-58-2113		
		昭和村	産業課 産業振興係	0278-24-5111		
みなかみ町	生活水道課 環境政策係	0278-25-5003				
明和町	産業環境課 環境保全係	0276-84-3111				
大泉町	環境整備課 環境整備係	0276-63-3111				
邑楽町	安全安心課 生活環境係	0276-47-5036				

※上記以外の市町村でも別途、職員が出向き測定等対応している場合がありますので、該当市町村にお問い合わせください。

分野	対策項目	対策状況
一般環境	降下物の調査	<p>県は、大気中に放出された放射性物質の降下量を測定しています。</p> <p>〈測定方法〉 衛生環境研究所（前橋市）に設置した大型水盤に純水を入れておき、1か月間の降下物を受け、水盤内の水中にたまつた降下物をゲルマニウム半導体検出器で分析しています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>大型水盤</p> </div> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。  <a href="https://www.pref.gunma.jp/05/e0900020.html">https://www.pref.gunma.jp/05/e0900020.html</a></p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p>
	公共用水域の調査	<p>国（環境省）が、県内の河川、湖沼の放射性物質モニタリング調査を定期的に実施しています。（福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング）</p> <p>〈調査地点及び回数〉  平成23年度 河川50、湖沼19地点 各地点1～2回 H23.11.23開始  平成24年度 河川48、湖沼22地点 各地点2～7回  平成25～令和2年度 河川48、湖沼24地点 各地点2～7回</p> <p>〈調査内容〉  水質及び底質の放射性物質濃度  水質及び底質採取地点近傍の土壤の放射性物質濃度及び空間放射線量率</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。  <a href="https://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-pw.html">https://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-pw.html</a></p> <div style="text-align: center;">  <p>公共用水域における採水</p> </div> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p>

分野	対策項目	対策状況																
一般環境	地下水の調査	<p>国（環境省）が、県内の地下水の放射性物質モニタリング調査を定期的に実施しています。（福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング）</p> <p>〈調査地点及び回数〉</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>40地点</td> <td>各地点 1回</td> <td>H24. 2. 20開始</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>20地点</td> <td>各地点 2回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>21地点</td> <td>各地点 2回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26～令和2年度</td> <td>21地点</td> <td>各地点 1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈調査内容〉</p> <p>セシウム134及びセシウム137濃度 ヨウ素131（平成26年度まで）</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。  <a href="https://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-gw.html">https://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-gw.html</a></p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p>	平成23年度	40地点	各地点 1回	H24. 2. 20開始	平成24年度	20地点	各地点 2回		平成25年度	21地点	各地点 2回		平成26～令和2年度	21地点	各地点 1回	
平成23年度	40地点	各地点 1回	H24. 2. 20開始															
平成24年度	20地点	各地点 2回																
平成25年度	21地点	各地点 2回																
平成26～令和2年度	21地点	各地点 1回																

分野	対策項目	対策状況
水道水	水道水中の放射性物質モニタリング	<p>水道水中の放射性物質モニタリングについては、水道事業者である市町村等及び県企業局のほか、県食品・生活衛生課において実施しています。（県食品・生活衛生課については、令和元年8月26日まで実施）</p> <p>モニタリングは、厚生労働省が示している「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について」及び「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」に基づいて実施しています。この中で、水道水の基準を、放射性セシウム（セシウム134とセシウム137の合計）として10ベクレル毎キログラムと規定し、この数値を管理目標値として設定したことから、県内のモニタリングは、放射性セシウムの検査を主に行っています。</p> <p>なお、県食品・生活衛生課、県企業局及び各市町村による検査の詳細は以下のとおりです。</p> <p>〈県食品・生活衛生課によるモニタリング〉</p> <p>検査実施機関：食品安全検査センター 採取地点：食品安全検査センター蛇口 測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 測定下限値：0.1～0.3ベクレル毎キログラム 測定頻度：1回／週</p> <p>〈県企業局によるモニタリング〉</p> <p>検査実施機関：企業局水質検査センター 採取地点：企業局の2浄水場（県央第一水道、県央第二水道） 測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 測定下限値：0.3～1.0ベクレル毎キログラム 測定頻度：1回／月</p> <p>〈各市町村によるモニタリング〉</p> <p>各市町村ごとにモニタリング方針に基づく検査計画により水質管理を行っています。</p> <p>食品・生活衛生課及び県企業局実施の放射性物質検査結果については、次のHPを参照してください。</p> <p><a href="https://www.pref.gunma.jp/04/d6900015.html">https://www.pref.gunma.jp/04/d6900015.html</a>  <a href="https://www.pref.gunma.jp/06/q2300003.html">https://www.pref.gunma.jp/06/q2300003.html</a></p> <p>県内各市町村の放射性物質検査結果については、各市町村の水道窓口へお問い合わせください。（HP公表している市町村もあります）  <a href="https://www.pref.gunma.jp/07/a4910013.html">https://www.pref.gunma.jp/07/a4910013.html</a>（各市町村HPへのリンク）</p> <p>問合せ先：県庁食品・生活衛生課（TEL 027-226-2446）  県企業局水道課 （TEL 027-226-4011）</p>  <p>ゲルマニウム半導体検出器</p>

分野	対策項目	対策状況
下水汚泥	下水汚泥の放射性物質検査	<p>県では、県有6下水処理場から発生する汚泥をセメントや肥料に再利用しています。再利用して生産された製品の放射性物質濃度がクリアランスレベルを満たすことを確保するため、下水汚泥の放射性物質検査を、平成23年5月から実施しています。</p> <p>現在、毎月1回、3日分の汚泥を混合した試料の放射性セシウム検査を行い、公表しています。</p>  <p style="text-align: center;">下水汚泥試料（採泥）</p> <p>詳細な内容は次のHPを参照してください。  <a href="https://www.pref.gunma.jp/06/h66g_00125.html">https://www.pref.gunma.jp/06/h66g_00125.html</a></p> <p>主な市町村の下水処理場から発生する汚泥の放射能濃度測定結果は、国(国土交通省)が取りまとめて公表を行っています。</p> <p>詳細な内容は次のHPを参照してください。(出典:国土交通省ホームページ)  <a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000168.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000168.html</a></p> <p>なお、現在(令和3年3月現在)、県内の下水処理場から発生する下水汚泥は、支障なく処理されています。</p> <p>問合せ先: 県庁下水環境課 (TEL 027-226-3681)</p>